

為久時候ニ取ストスルモノ多ク氣勢度モ昂ラス或
ハ近々中解決スルニ取スマト思料スラシ
取及中(前)報候也

附記) 嘆 願 書

- 一、臨時休業中八平を各自ニ付シ日給額金一円是ヲ支給スラシナシ
- 二、大俵八三割増

附 帶 事 項

一、臨時休業ニ付シテ人昭和五年九月七日付迄行方ヨリ出頭致スヘシ其際同以候也
一、此ノ事件ニ関スル様 情者ヲ出サハルニト
昭和五年九月七日

関東合同労働組合
大橋親睦書真代表
星 熊 高
西野 伴 作 (外四名道名有略)

一〇二一

5. 10. 20
1827

労組第三六九〇部

昭和五年十月十六日

警視總監 九山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 殿
社会局 長官 殿

大糖組労働争議之関スル件 (第二報ニ解決)

標記労働争議ハ前報後大糖組代表者林米吉 會社側ニ対シ人夫
差入シテ再返シ田中傳五郎ナル者ニ一切ヲ譲渡セリ
依而本月十一日争議杉田久松外四名組令本部ヨリ白島広近、小
松原光太郎、七名ハ大日本製糖株式會社構内人夫精員事務所ニ
於テ新精員人田中傳五郎ト會見交渉ノ結果左記書一通ニ因滿
解決セリ